

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等の一部改正のポイント

昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大 [令和5年10月1日施行]

- 最大積載量が「**2トン以上**」の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備を設置することが義務となります。
- 昇降設備は、「床面と荷台との間の昇降」「床面と荷の上との間の昇降」のいずれにも必要です。
- 昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップも含まれます。
- テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。



昇降設備の例

保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大 [令和5年10月1日施行]

- 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - 最大積載量5トン以上
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積み卸しを行うときに限る。）
- 保護帽は、型式検定（国家検定）に合格した「**墜落時保護用**」の製品を使用しなければなりません。



テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

[令和6年2月1日施行]

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が、特別教育の対象となります。【学科4時間・実技2時間】
 - 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
 - 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は対象外です。
 - 介護用の車両に設置された車いす用の装置等は対象外です。
- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャスターストッパー等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。
- 荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、できる限り特別教育を受けることが望ましいです。



運転位置から離れる場合の措置 [令和5年10月1日施行]

- 運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合は、運転者が運転位置を離れる場合に義務付けられている ①エンジン停止と、②荷役装置を最低降下位置に置くことが適用除外となります。ただし、ブレーキを確実にかける等の逸走防止措置は必要です。

詳しくは陸上貨物運送事業労働災害防止協会の特設ページをご覧ください。

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kisoku>



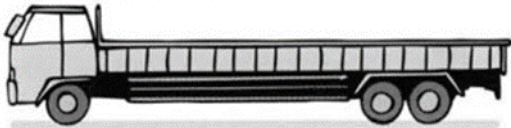
貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑦

保護帽の着用が必要な貨物自動車とはどんな自動車ですか？

◆ 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。

- 最大積載量5トン以上
- 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）又は構造上開閉できる貨物自動車

平ボディ型



ウイング型



バン

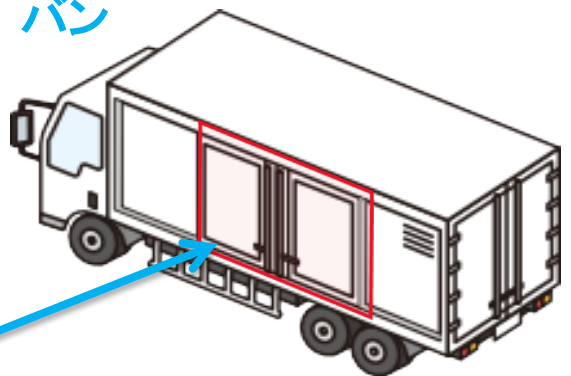


ウイング車でウイングを閉じて開き止めをし、後部扉だけで荷の積み卸し作業を行う場合であっても、ヘルメットの着用が必要です。

いわゆる**バンタイプ**の車両（荷台の四方が囲まれた箱型のもの）で**後部の扉を開けて荷の積み込み作業を行う場合**（引越し作業や、宅配作業）においては、ヘルメットの着用義務はありません。

ウイング車以外のバンタイプで、荷台の側面に扉があり、その扉が**後部の扉より広い範囲で開くものは、ウイング車と同じように取り扱われることになり、ヘルメットの着用が必要**です。

バン



最大積載量2トン以上5トン未満のテールゲートリフター（TGL）が設置されている貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときにおいて、テールゲートリフター上の荷を地面に立って支える者には保護帽の着用の義務はありませんが、着用が望ましいとされています。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑧

昇降設備に含まれるものはどのようなものですか？

- ◆ 荷を積み卸す作業を行うときに使用する昇降設備は、貨物自動車に取り付けられたものだけでなく、荷役作業場所に備え付けられ、作業の際に持ち運んで使えるものも含まれます。
- ◆ 単なる足掛かりのようなものでは、作業員が安全に昇降することができません。



昇降設備の例
あおり内側
回転式ステップ



※昇降グリップ
(手すり)がある
ものや、踏板に
一定の幅や奥行
があるものがよ
り安全です

安全な昇降設備とは

- ◆ 地面から踏面（2段以上の場合は段差ごと）の段差が50cm以内であること
- ◆ 両足を置くことができる踏面幅であること
- ◆ 踏面表面上に滑り止め加工がされていること
- ◆ 踏面は板状またはスリット状であること（角柱状や棒状の場合は、三点支持による昇降ができる昇降グリップが必要）
- ◆ 車両取付型の場合は、リア、サイド、あおりなど車体側面から突出して1か所以上設置されていること
- ◆ 地面から荷台までの間に、荷台から見て足裏の半分以上の長さが視認できる踏面が1段以上設置されていること

昇降設備の例

サイドステップ



横に長い「すのこ」、
あるいは三本の棒のよ
うな、いわゆる「巻き
込み防止柵」は、昇降
設備ではありません。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑨

テールゲートリフターを使用して荷を積卸す作業の特別教育について、次の場合は特別教育は必要ですか？

Q1 テールゲートリフターを開かなければ荷役作業ができない構造の貨物自動車において、当該貨物自動車の後部扉を開けるためだけにテールゲートリフターを操作する場合

A1 荷の積み卸し作業を伴わず、扉を開けるためだけにテールゲートリフターを操作する場合、**特別教育は不要**（定期点検等の業務と同様）。



A1 後部扉を開けた後、テールゲートリフターを使用して荷の積み卸し作業を行う場合、**特別教育が必要**（単に扉を開けるためにテールゲートリフターを操作するものではないため）。

Q2 テールゲートリフターを操作することなく、テールゲートリフター上を経由して荷台とプラットフォームの間で荷役作業を行う場合

A2 単にテールゲートリフター上を経由して荷の積み卸し作業のみを行う場合、**特別教育は不要**。

A2 テールゲートリフターの稼働スイッチを操作する場合、テールゲートリフターのキャストストッパー等を操作する場合、昇降板の展開や格納の操作を行う場合、**特別教育が必要**。

Q3 貨物自動車の荷台の高さの荷受け台（プラットフォーム）が設置され、これに接続するためにテールゲートリフターを操作する場合

A3 プラットフォームに接続後の作業において、テールゲートリフターを使用して荷の積み卸し作業を行う場合、**特別教育が必要**。



事業者は、特別教育の受講者、受講日時、科目等の**記録を作成し、3年間保存する必要があります**。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A①

昇降設備とその要件とは何ですか？

- ◆ 荷を積み卸す作業を行うときに使用する昇降設備は、貨物自動車に取り付けられたものだけでなく、荷役作業場所に備え付けられ、作業の際に持ち運んで使えるものも含まれます。
- ◆ 単なる足掛かりのようなものでは、作業員が安全に昇降することができません。作業員の墜落・転落を防止するという目的に照らして、適切な昇降設備を設置することが必要です。



昇降設備の例



※昇降グリップ(手すり)がある方がより安全です

- ◆ 安全に昇降できるよう、昇降設備の構造は、手すりのあるものや、踏板に一定の奥行きがあるものにしましょう。
- ◆ 貨物自動車に設置されている昇降用ステップを使わせる場合は、三点支持(両手、両足の四点のうち三点で身体を支えること)ができるよう、昇降グリップをつけましょう。



▲ 鋼製グリップ

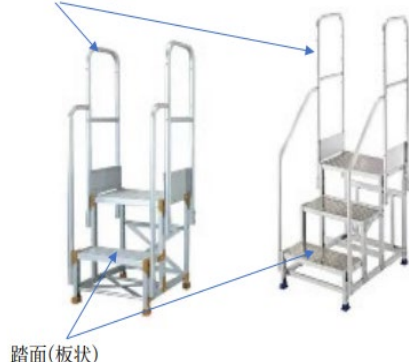
▼ ヒンジ連結タイプ



安全な昇降設備とはどのようなものですか？

- ◆ 地面から踏面(2段以上の場合は段差ごと)の段差が50cm以内であること
- ◆ 両足を置くことができる踏面幅であること
- ◆ 踏面表面上に滑り止め加工がされていること
- ◆ 踏面は板状またはスリット状であること(角柱状や棒状の場合は、三点支持による昇降ができる昇降グリップが必要)
- ◆ 車両取付型の場合は、リア、サイド、あおりなど車体側面から突出して1か所以上設置されていること
- ◆ 地面から荷台までの間に、荷台から見て足裏の半分以上の長さが視認できる踏面が1段以上設置されていること

手がかり(手すり)



踏面(板状)

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A②

保護帽の着用が必要な時、必要でない時はどんな場合ですか？

- ◆ 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - 最大積載量5トン以上
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
 - 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフター（TGL）が設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸しを行うときに限る。）
- ◆ テールゲートリフターが設置されている貨物自動車で荷役作業を行う場合で、以下の場合は保護帽の着用義務は適用されません。※
 - テールゲートリフターを使わずに荷を積み卸す作業を行う場合
 - テールゲートリフターを中間位置で停止させ、労働者が単にステップとして使用する場合で、荷を積み卸す作業を行わないとき

		荷台側面が構造上 開放、開閉可能	それ以外
5トン以上		必要	必要
2トン以上 5トン未満	TGL設置	必要	必要（TGL使用時のみ）
	TGLなし	必要	不要

※保護帽着用の適用除外は、この部分のみ

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育とは何ですか？

- ◆ 労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない教育です。
- ◆ 特別教育は、厚生労働省告示で規定する科目及び時間数の内容で、社内で行うことが原則です。
- ◆ 特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。
- ◆ 特別教育の講師の資格要件はありませんが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者でなければなりません。
- ◆ 社内で特別教育を行う代わりに、外部研修機関等が行う特別教育を受講させることでも差し支えありません。
- ◆ 特別教育の受講が必要となる業務は、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することではありません。
- ◆ テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストストップ等の操作、昇降板の展開や格納の操作など、テールゲートリフターを使用する業務も含まれます。
- ◆ テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うため、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、または卸す作業を行う人にも、できるだけ特別教育を受けさせましょう。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A③

保護帽とは何ですか？その要件とはどんなものですか？

- ◆ **保護帽とは「ヘルメット」です。**労働安全衛生法第42条の規定に基づく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。
- ◆ この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があります。
- ◆ **荷役作業では、型式検定（国家検定）に合格した、帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた、「墜落時保護用」の製品を使用することが必要です。**

1 墜落時保護用

「墜落による労働者の危険を防止するため…」と規定されている作業時に着用

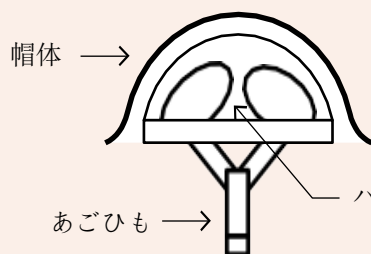
2 飛来・落下物用

「物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため…」と規定されている作業時に着用

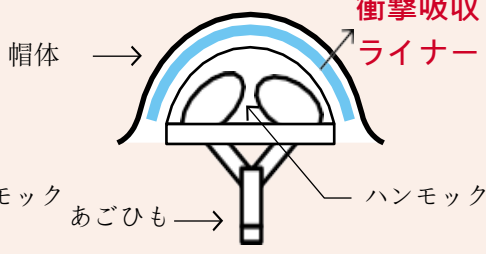
着用時のポイント

- ①「墜落時保護用」を使用すること
- ②傾けずに被ること
- ③あご紐をしっかりと確実に締めること
- ④破損したものは使わないこと
- ⑤耐用年数を守ること

飛来・落下物用



墜落時保護用



型式名称:

保護帽

帽体材質

A B S

労 (2 0 1 8 . 1 0) 検

(1) TH4074

(2) TH4075

製造業者

製造年月

2020.7

(1) 飛来落下物用

(2) 墜落時保護用

(J)

Made in Japan

検定合格品には、検定合格標章が貼り付けられています。

「**墜落時保護用**」の記載があることを確認しましょう。

ここに注目！

荷役作業では、「飛来落下物用」しかないものは、使ってはいけません。

労働安全衛生規則等一部改正のQ&A④

テールゲートリフターを使用して荷を積卸す作業の特別教育について、省略は可能ですか？特別教育を行わなかった場合、罰則はありますか？

- ◆ 特別教育は労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に労働者をつかせるときに、事業主が行わなければならない教育です。
- ◆ 特別教育の受講者、科目等の**記録を作成し、3年間保存する必要があります**があります。
- ◆ 令和6年2月1日以降は、特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターによる荷役作業を行えなくなりますので、**現在テールゲートリフターによる作業を行っている人も含め**、令和6年1月31日までに忘れずに特別教育を受講してください。
- ◆ 特別教育カリキュラム

科 目	範 囲	時間
テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間以上
テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間以上
関 係 法 令	法、令及び安衛則中の関係条項	0.5時間以上
実 技 教 育	テールゲートリフターの操作の方法	2時間以上

- ◆ 特別教育の科目の全部または一部について十分な知識と技能を有していると認められる労働者は、当該科目の特別教育を省略することができます。

省 略 可 科 目	荷役ガイドラインに基づく荷役作業従事者教育(教育内容にテールゲートリフターを含むもの)受講者	陸災防が令和4年度に実施した、「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」受講者	令和6年2月1日時点において荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務に、6月以上従事した経験を有する者
テールゲートリフターに関する知識	省略可	省略不可	45分以上受講必要
テールゲートリフターの操作に関する知識	省略可	省略可	省略不可
関 係 法 令	省略不可	省略不可	省略不可
実 技 教 育	省略不可	省略不可	1時間以上の受講必要

- ◆ 特別教育を実施せず、労働者に作業を行わせた事業主は、労働安全衛生法第59条第3項に違反することとなり、「**6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金**」に、また、特別教育の記録を保存しなかった事業主は、労働安全衛生法第103条第1項に違反し、「**50万円以下の罰金**」となります。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑤

運転位置から離れる場合どのような措置が必要ですか？

運転者が運転位置から離れる場合には、貨物自動車の逸走を防ぐため、

- ① 荷役装置を最低降下位置に置くこと
- ② 原動機（エンジン）を止めること
- ③ ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置を講ずることが義務付けられています。（労働安全衛生規則第151条の11）

しかしながら、

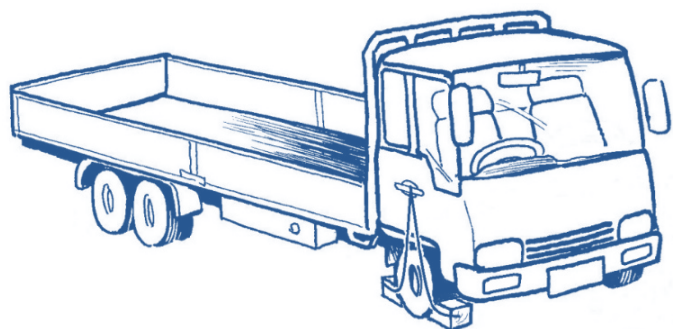
- ◆ エンジンを止めると荷役装置が動かせない荷役運搬車両（貨物自動車）では、運転者一人だけで荷役作業を行うことはできない。
- ◆ 荷役装置の一種であるテールゲートリフターは、収納位置が必ずしも最低降下位置ではない。

というような実態があることから、

- ◆ 令和5年10月1日施行の新たな規制では、
運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合は、①と②の義務は適用除外となり、

- ① 荷役装置（テールゲートリフター）を最低降下位置に置かなくてもよい
- ② エンジンを停止しなくてもよいこととなりました。

ただし、③は適用除外にはなりません。
逸走防止措置を講じることは必要です。



貨物自動車の逸走防止措置としては、**ブレーキを確実にかける**ことのほか、**輪止め**などの方法があります。

エンジンがかかった状態で荷役作業を行う場合は、**ブレーキを確実にかける等の逸走防止措置を確実に講じるよう**にしてください。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑥

労働安全衛生法には罰則がありますか？

労働安全衛生法では、事業者等にその実施義務等を確実に履行させるために多くの条文に罰則がついています。この度の労働安全衛生規則改正部分に適用される罰則の条文として、安衛法第119条、120条があります。

条 文	処分内容(例)	罰 則
安衛法 第119条	・テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育を行わなかった事業者 ・昇降設備を設置しなかった事業者 ・保護帽の着用をさせなかった事業者 ・運転位置から離れる場合の措置を講じなかった事業者	6月以下の懲役または 50万円以下の罰金
安衛法 第120条	・昇降設備の設置が義務付けられている貨物自動車で昇降設備を使用しなかった労働者 ・保護帽の着用が必要な貨物自動車で、保護帽を使用しなかった労働者 ・運転位置から離れる場合の措置を講じなかった労働者 ・特別教育の記録を保存していなかった事業者	50万円以下の罰金

白ナンバーの貨物自動車で、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業においても、作業者への特別教育が必要ですか？

**労働安全衛生法では、緑ナンバーと白ナンバーは区別されませんので、白ナンバーのトラックでも特別教育は必要です。
また、トラックの最大積載荷重の規程はないので、軽自動車のトラックでも特別教育は必要です。**

なお、特別教育の受講対象者は次のとおりです。

- ◆ 特別教育の受講が必要となる業務は、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することだけではありません。
- ◆ テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストストップ等々の操作、昇降板の展開や格納の操作など、**テールゲートリフターを使用する業務**も含まれます。
- ◆ テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うため、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの**昇降板に乗せ、または卸す作業を行う人**にも、できるだけ特別教育を受けさせましょう。